

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年5月24日(火)

開会 9時30分

閉会 11時25分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 森下宏也 教育総務室主査 佐藤元紀

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 高野吉雄

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 花岡みどり 人材政策室主事 中村里会子

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室長 堀内英樹

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室指導主事 吉川秀明

小中学校教育室長 西口晶子 小中学校教育室副室長 谷口雅彦

小中学校教育室指導主事 黒川一秀 小中学校教育室指導主事 藤原昭二

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 嶋田和彦

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第13号 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第14号 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第15号 平成23年度三重県一般会計補正予算(第4号)について	原案可決
議案第16号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第17号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案(教育長及び教育委員会事務局の管理職員の給料の額の特例関係)	原案可決
議案第18号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令案
報告2 公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令案
報告3 2011年版県政報告書(案)
報告4 平成23年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について
報告5 平成23年度第61回三重県高等学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成23年5月11日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第15号、議案第17号及び報告3が県議会報告前のため、議案第16号及び議案第18号が人事案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第13号、議案第14号を審議し、報告2、報告4、報告5の後、非公開の議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、報告3の順とすることを確認する。

・審議事項

議案第13号 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

議案第13号 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年5月24日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

4ページをご覧ください。4ページの下段の左側でございますが、告示という部分がございます。内閣告示第2号 一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を、次の表のように定める。なお、昭和56年内閣告示第1号は、廃止する。平成22年11月30日。常用漢字表につきましては、この内閣告示をもちまして昭和56年に告示しました常用漢字表を29年ぶりに改正するものでございます。改正内容でございますが、ここには書いてございませんが、昭和56年の常用漢字表は1,945字が定められております。この平成22年11月30日の改正によりまして196字が追加され、また、5字が削除されております。

この中で5ページの本表となっている部分でございますが、左側の漢字というところの二重線が引いてある部分でございます。漢字の「宛（あてる）」という字でございますが、これにつきましては、常用漢字として追加をされたところでございます。196文字追加されまして、そのうちの1字ということで追加をされたところでございます。

このことに伴いまして知事部局でございますが、平成23年4月1日付で敬称の取扱いに関する規程の改正を行っております。この改正内容につきましては、平仮名表記の「あて」を漢字表記の「宛」という形にしたものでございます。

教育委員会におきましても、人事委員会などの各種委員会との足並みをそろえながら、この常用漢字の改正に対応していくということで、今回、改正内容あるいは改正時期等につきまして検討を行ってきたところでございますが、今回、規則を改正するということで提案をさせていただきました。

2ページをご覧ください。2ページには規則案要綱を付けさせていただいております。1の改正理由でございます。常用漢字表の改正に伴い、当該規則の規定を整備するものであるということでございます。改正内容でございますが、平仮名表記の「あて」を漢字表記の「宛」に改めまして、また、平仮名表記の「名あて人」がございまして、それを漢字表記の「名宛人」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するとしておりまして、こちらにつきましても、人事委員会等各種委員会

との足並みをそろえるということから、5月27日に公報に登載したいと考えております。
3ページにつきましては新旧対照表を付けさせていただいております。
内容につきましては以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第13号はいかがでしょう。

丹保委員

今、根拠を常用漢字表によると言っていますが、「宛て」の「て」という字そのものには無いんですね。だから、「何々宛」という表記そのものはないわけですね。それで、1つ考えられるのは、「宛先」という名詞とするときに「宛て」の「て」という言葉が入っていないわけですから、だから「宛先」というそれに準じて考えれば、当然「て」がなくなるという解釈ですね。

もう1つは、「宛て」の場合、「何々宛」という場合に、「様」ではなくて「宛て」の「て」を付けるというわけですが、これは実は解釈は2つあって、「て」を付けるか付けないかという解釈が成り立つんですね。でも、一般的に「て」を付けたほうが分かりやすい。そういう感覚で採用するということになるんだろうと思うんですね。だから、常用漢字表があるから、即、「宛て」に「て」を付けないといけないことではないと思うんですね。それは将来、「て」はかっこを付けてになるかもしれない。ただ、結論的には私は反対じゃないです。それがおそらく一般的だろうと思いますので。それから、知事部局との足並みということもありますので、結論は賛成ですが、常用漢字だから即、「て」がなければならぬというふうにはならないんですね。ただ、解釈としてはそのほうがおそらく一般的じゃないかと思います。結論は賛成ですが常用漢字が即、そういうわけではないということですね。

岩崎委員

やっぱり「宛て」の「て」が送られるというのは違和感はありましたが、なるほどと思いました。

委員長

自分自身が通常使っているときは「て」を送らずに使ってしまったりしましたね、今まで。

丹保委員

おそらくこれまでは「て」を使わなくても使ってもそれほど問題にはならなかった。特に常用漢字に入っていないものから。だから、それは両方ありだと思えますね。今度、常用漢字でこういう形で出てきたのでということなんです。将来的には「て」がかっこ付きで許容になるかもしれませんが、ただ、「て」を付けて悪いことではないと思いますし、今、辞書の会社は次から次と常用漢字を取り入れた新しい辞書にしているんですね。評価が高い明鏡国語辞典というのがありますが、それなんかも「て」を付けるというふうにしています。これまでもいろんな表記があるんですが、「て」を入れているものもありますし、入れないものもあるんですが、今の段階ではまだ「て」を入れたほうが一般的というか、受入れやすいんじゃないかという気がします。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第14号 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

議案第14号 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年5月24日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。改正理由も常用漢字表の改正に伴うものでございます。改正内容2も、平仮名表記の「あて」を「宛て」に改め、「名あて人」の表記を「名宛人」に改めるものでございます。施行期日も同様でございます。

【質疑】

委員長

議案第14号はいかがでしょう。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議内容

報告1 訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令案（公開）

（教育総務室長説明）

報告1 訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令案 訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成23年5月24日提出 三重県教育委員会事務局教育総務室長

1ページをご覧ください。この教委訓第5号でございます。この訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令につきましては、次のとおり定めますということで、期日につきましても平成23年5月27日でございます。一部改正の中身ですが、第1条及び第2条中の漢字と平仮名表記であります「名あて人」を「名宛人」に、平仮名表記の「あて」を「宛て」に改めるものでございます。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。

岩崎委員

こちらは5月27日からということになるんですか。規則が改正されて、その後でということではなくて、全部一緒に公布されるという考え方でいいんですか。

教育総務室長

先ほど規則案で説明させていただいたとおり、公布の日からでございます。公布の日につきましては、公報の掲載が5月27日を予定しております、その日をもって掲載したいと考えております。それに合わせた形でこちら5月27日で告示したいと考えております。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告2 公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令案（公開）

（教育総務室長説明）

報告2 公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令案 公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成23年5月24日提出 三重県教育委員会事務局教育総務室長

1ページをご覧ください。先ほどの報告と同内容でございます。ただ、今回のものは、表題中にも「名あて人」という部分が出てきておりますので、こちらの題名も漢字表記に改めるものでございます。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告4 平成23年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（小中学校教育室長説明）

報告4 平成23年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について 平成23年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成23年5月24日提出 三重県教育委員会事務局小中学校教育室長

4月15日に開催されました教育委員会定例会で教科用図書選定審議会の委員につきましてもご承認をいただきましたので、先月4月26日でございますが、平成23年度第1回教科用図書選定審議会を開催いたしました。本日はその審議会の結果について報告をさせていただきます。

本年度は、来年度から中学校で使用いたします教科書の採択の年にあっております。県教育委員会は、法律の定めによりまして、市町教育委員会が行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を

行わなければなりません。そのために教科用図書選定審議会を開催いたしました。

資料の1ページをご覧ください。こちらの資料は第1回教科用図書選定審議会の概要でございます。学校教育分野総括室長のあいさつの後、会長・副会長の選出を行いました。会長には三重大学教育学部教授の森脇健夫委員を、副会長には四日市市立三滝中学校長の加藤多可委員をお願いいたしました。会長のあいさつの後、説明といたしまして、事務局から教科書採択の流れ、さらに教科用図書審議会の法的位置づけについて説明をさせていただきました。その後、平成23年度使用中学校用教科書の閲覧を20分程度していただいているいろいろなご意見をいただきました。その後、次の審議についてでございますが、本年度の中学校用教科書採択にあたっては、県教育委員会が市町教育委員会や採択協議会に対して指導、助言又は援助を行うために、そこにあります①から④の項目について提案を申し上げてご審議をいただいたところでございます。

6(1)の①から④の内容につきまして、順次、簡単にご説明を申し上げます。

まず、①教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準についてでございます。これにつきましては、資料の2ページをご覧ください。2ページに教科用図書採択基準における中学校で使用する教科用図書の採択基準ということで、ここに挙げさせていただきました。前回、平成21年度の中学校用教科書採択に際し作成いたしました採択基準を基本といたしまして、年号の変更及び学習指導要領の改定を踏まえ修正を行ったことを説明をさせていただきました。2ページの中で年号以外では、4の中学校学習指導要領の公示の年月日を変更させていただいたと説明を申し上げます。

続きまして、②中学校用教科用図書調査員の調査実施項目についてご提案を申し上げます。資料は3ページでございます。こちらの調査実施項目につきましては、それぞれ調査員がこの実施項目に基づいて調査をしていく内容、項目でございます。この中で変更したところといたしまして、1の取扱内容のところには、今回は教育基本法の改正等が入っておりますので、そのことを文言に付け加えさせていただきました。2の内容の選択及び扱いのところでございますが、その中での変更点につきましては、(5)地域の実態等に照らしてより適切であるかというふうに変えさせていただきました。この項目は、前回のときには、「地域」の後に「学校の実態」とか「学校の規模、施設設備等の実情等に照らして」という文言で調査を実施しておりましたが、平成21年度の選定審議会で委員の方から、学校単位で採択しているわけではないので、そこを修正したほうがよいのではないかというご意見をいただきまして、「地域の実態等」というところに変更させていただきました。それから、4の内容の構成及び配列につきましては、教科書の内容をより重視するという観点から、項目を一部修正いたしました。特にそこでは分量という言葉が前回あったんですが、今回は、分量という言葉をご省かせていただきました。さらに、最後6の使用上の便宜のところ、今までは(1)(2)でそれぞれ「学習指導上」という文言を付けさせていただきました。これは単なる見栄えや体裁だけで調査をするのではなく、それらが学習指導を進めるうえで適切なものか、そのような便宜になっているかということを考え、挿入させていただきました。

次に、4ページに移らせていただきます。教科用図書採択地区協議会規約となつてございますが、これも現在、平成21年度に中学校用教科書採択に際して作成した規約例を基本として作成したことを説明させていただきました。

もう一度1ページの概要に戻っていただき、④の三重県教科用図書選定審議会調査員につきましては、人事案件のため非公開で行いました。調査員50名につきましては、市町教育委員会から推薦をいただいている方であるということをご説明申し上げ、ご審議をいただきました。以上、①から④についてご提案申し上げ、審議をさせていただきました。

審議の概要でございますが、委員の方から特に②の調査実施項目についてのご意見が出されました。「学習指導要領改訂の趣旨を受け、検定を合格した教科書の分量は増えている。文部科学省の「義務教育諸学校教科用図書検定基準教科用図書検定規則」の変更を踏まえて、提案②の項目、「組織・配列及び分量」が「内容の構成及び配列」と変更されたが、「分量」についても適切な調査が求められる」という意見が出されました。生徒の加重負担にならないような分量であるということをご頭に入れながら調査をするということをご所で話をさせていただき、審議の結果、6の①②③④については、提案が承認されたということでございます。

今後の予定でございますが、承認をいただきました調査員が5月中をめどに教科書の調査研究を行いまして、平成24年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料を作成し、その後、6月21日に第2回教科用図書選定審議会を開催いたしまして、その資料の審議を行う予定でございます。

以上で、第1回選定審議会の結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょうか。

丹保委員

この検定教科書は3月11日以前の検定ですね、もちろん。そうすると、そういうことに関する質問というか、そういう場合はどういうふうに考えるんでしょうかね。つまり国の基本エネルギー政策がまだ決まっていないので、前の政策で考えていくということですかね、教科書の考え方というのは、エネルギーに関する記述の問題ですけども。そういう質問が出た場合に、おそらく混乱するかなという気がするので申し上げたんですが。検定が受かっているエネルギー政策が変わらんとしているの、やっぱり前の基準でいくしかないんでしょうかね。よく分からないので、こういうことに関してはどのようにお考えですかということです。もしお考えがありましたら。

学校教育分野総括室長

教科書のそもそもの採択というのは、当然、丹保委員おっしゃったように、基本的に学習指導要領がまず国のほうで改訂をされて、それに基づいて教科書というのが編纂されるわけでございます。それは一定の周期ごとに行われているのが現状でございます、そういう意味で現在採択をしようとしている中学校用教科書については、既に改訂された学習指導要領に基づいた検定基準というのが作られますので、それに基づいて検定プロセスを経て合格したものの中から選ぶというプロセスになっています。そういう意味で直近にいろんな事件が起きた場合に、個別に何かそれを直ちに教科書本体に反映するのは物理的にタイムスケジュール的に難しい部分がございますので、そこは既に検定を合格した教科書の中から選ぶ。ただ、今おっしゃったようにエネルギー政策にいろいろ動きがあるかもしれないといったところは、おそらく指導上の中で個別に対応していただくことと考えていますので、あくまで教科書の採択というのは、検定合格から採択になるまでの一連のプロセスの一部と考えています。

丹保委員

そうならざるを得ませんよね。急に変わられませんからね。だから、実際に今動いている世の中の動きが必ずしも反映されていないところは、先ほどおっしゃった運用上の問題でいろんな補助教材とか、いろんなもので少し補っていくとか、そういうことになるんでしょうね。分かりました。

岩崎委員

聞かせていただきたいのが、先ほど「地域の実態等に照らしてより適切であるか」と直されたという話がありました、丹保委員がおっしゃるエネルギー政策じゃないですが、地域の実態に応じて、どういうふうに教科書の選択ってできるんだろうかと思うんです。基本的にナショナルミニマムみたいなものを指導要領に定めて、これだけは教えないといけないという形で指導要領が決まって教科書ができていくわけでしょう。だから、いろんな副読本で京都市であるとか、地域のことをやっていますけど、それとうまく連動するような教科書を評価しようということなのか。教科書に例えば三重県の地域のことが書いてあるということはあんまりないと思うのですが、そのあたり、どんな判断なんだろうかなと思ったんです。

小中学校教育室長

おっしゃるように検定が通っているということで、国の基準に基づいて作られておりますが、教科書それぞれを見ていきますと、やはり自分の住んでいる地域が載っているときもあり、また私たちが例えば海辺に近いところでしたら、こういう教科書のほうがいいなとか、いろいろ、それぞれ判断することはできます。

牛場委員

去年は伊勢神宮が出ておりましたね。三重県の地域のところに出ていましたね。

丹保委員

それから、もう1つだけ言いますと、保護者の声を参考にすることという言葉があるんですが、最近、あまりにも尊重しすぎてね、プロの本質的なところの説明があまり十分にされていないという嫌いが無きにしても非ずなので、私はやっぱり保護者がいろんな面から質問されたことに関しては、何でも取り入れるのではなくて、やはりプロとしてこうこうこういう理由ですということを毅然とした態度で説明することが必要だと思うんです。そうしないと、情報が非常に少ない段階で保護者の方はいろんなことをおっしゃいますので、だから全体的なたくさんの情報を持っている専門家の人たちがきちっとお話しすれば、非常によく分かるんですけど、それをしないで「はいはい」というように受け入れてしまうという傾向が、あちらこちらで見られるような気がするんです。そういうことに関してはきちっと納得のいく形でお答えするという態度も必要じゃないかという気がします。教育委員会に対するコメントなんかもそうですね。そういうことで対応をしていただければと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議内容

報告5 平成23年度第61回三重県高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告5 平成23年度第61回三重県高等学校総合体育大会の開催について 平成23年度第61回三重県高

等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成23年5月24日提出 三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長

資料1ページをご覧ください。本年度の第61回三重県高等学校総合体育大会でございますが、今週末5月27日から29日の間、一部競技種目によりましては、これまでに実施をしているところもございますが、ここを中心の日とさせていただきます。

2ページをご覧ください。ここに三重県高等学校総合体育大会として参加をするそれぞれ33の競技種目がございます。県内の81校約1万5,000人の全日制、定時制、通信制の高等学校の生徒がこれに参加をします。多くの種目はこの大会を経て、6月17日から静岡県で開催される東海高校総体、合わせて7月下旬に北東北で開催されます全国高校総体への出場をかけることとなります。

また、1ページへ戻っていただき、11番の採点方法とございますが、実はこの大会はそれぞれの競技種目の成績順に学校対抗の得点を付け、それを集計して学校対抗順位を付けるということでございます。ちなみに昨年は全日制は男子は四日市工業高校、女子は四日市商業高校、定時制、通信制につきましては、男子は北星高校、女子は大橋学園高校がこの総合の優勝をしております。

そういった表彰につきましては、12番でございますように、7月14日に勤労者福祉会館の講堂において執り行います。

もう一度3ページをご覧ください。この総合体育大会につきましては、総合開会式を実施するわけですが、開会式の持ち方につきましては、各競技種別の開始式を総合開会式に充てるということでございます。今年度につきましては、柔道競技の開始式を総合開会式に充てるということで、5月28日土曜日に名張市武道交流館いきいきで実施をするということでございます。当日は10時半から開始をし、教育委員会から山口副教育長が出席し、あいさつさせていただくということでございます。

なお、選手宣誓につきましては、名張高校の柔道部の神谷鷹史君にお願いをすることになっています。一部天候等で順延等になる可能性もございますが、5月29日までの日程で開始をしたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょう。

岩崎委員

私、今回5月の連休は自粛をして近場で安・近・短で暮らしたんですが、四日市から菰野の片岡温泉に行ったりとか、桑名にぶらぶらしに行ったりしていました。そうすると、朝出かけるときに湯の山線は学生たちがまさにユニフォームを着てたくさん乗っていて、多分いろいろスポーツをやっているだろうなと思って、偉いなと思う一方で、その陰で指導している先生方というのは、基本的にあの5月の連休というのいろいろな形で活動をされているだろうなと思って、総体に向けておそろいいろいろな形で土・日活動してらっしゃるだろうなと思うんですけど、そのあたりは先生方の負担もかなり土・日のものは大きいものなのでしょうか。そのあたりはどんなんですか。具体的にそういうところに出たからといってウィークデイに代休を取れるわけでもないというのもあるんで、そのあたりどうなっているんだろうって素朴な疑問なものですから、聞いてみました。

スポーツ振興室長

確かに岩崎委員おっしゃっていただきますように、土・日を返上して、特にこのシーズンは県総体に向けて準備をしている時期でございますので、そういったことが多く見られると思います。確かに時間的にも精神的にも負担はあるであろうというようなことですが、平素からいわゆる過重労働については、部活をしていくうえでも十分気をつけてくれと言ってはおりますものの、なかなか実態としましては解消までには至っていないというのが現実なのかと。

もう1つは、やはり先生方もいろいろな思いを持ってやられておられますので、中にはそんなに負担と感じおられない場合も多くはあるのかなと思っておりますので、そういったいろいろな思いの中でやっていただいとるのが現状かと思っております。答えにはならないようでございます。

岩崎委員

そうですね。中には本当それでやっていただいている先生もいらっしゃるんですが、もう少し地域で腕に覚えのあるようなお父さんがそういうところにアシストに入ってくれないかなというふうに思いますね。責任は高校で取らないとしようがないんだけど、そういう仕組みは考えられないかなというふうに思うんですけどね。会場には必ず指導の先生がいないと、何か起こったときに困るという話なんですよ。そういうと身もふたもなくなっちゃうけれど。

スポーツ振興室長

実は外部指導者の件につきましても、数年前から取り組んでおりまして、今年は70名の外部指導者の方

をそれぞれの学校へ配置をしておるところです。これは基本的には指導者がいない学校ということと、合わせて、最近のニーズを見ますと、指導者はいるけれども、やはりその指導者の負担を若干軽減してやりたいので、公務も部活もという忙しいので、そういった外部指導者を付けてくれといったこともございますので、そういった対応も現在はさせてはいただいています。

岩崎委員

やっぱりそこはもっと考えていいのかなと思っています、

丹保委員

最近、手当が増えたりしていますよね。そんなに多くはないですけど。それがもうちょっと出るともったいないかなという気がします、三重県だけというわけにいかないですからね。一生懸命やる人がいるからそれでいいんだというだけではいけないような気がするんですよね。新しい先生が来たときには強制的になっちゃうこともあるし、先ほど先生おっしゃったように、外部の人でもまた競技がうまくても人間的にという人も中にはいらっしゃいますので、教育的には問題があるとか、それを責任取らなきゃいけないとか、非常に多分ご苦労されていると思いますが、ただ、これからはそういう動きが徐々に少し出てくるんじゃないかという気がしますので、人格的にも優れて競技的にも優れた指導力を持っている人をさらにご努力願えればと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第 15 号 平成 23 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 16 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 17 号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（教育長及び教育委員会事務局の管理職員の給料の額の特例関係）（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 18 号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告 3 2011 年版県政報告書（案）（非公開）

教育総務室長が説明し、全委員が本報告を了承する。